

千葉県報

号外
令和6年3月22日

令和6年3月22日（金曜日） 千葉県報 第9号外

主要目次

千葉県公立学校情報機器整備基金条例	七
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	七
千葉県行政組織条例の一部を改正する条例	八
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	八
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	九
知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	九
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	九
千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一〇
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例	一一
使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	一一
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	一二
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	一三
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	一五
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する等の条例	二一
千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例	四〇
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	四一
国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	五一
病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五一

条例のあらまし

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	五一
旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	五一
千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	五三
印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例	五三
千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例	五三
建築基準法施行条例等の一部を改正する条例	五四
千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	五五
千葉県警察基本条例の一部を改正する条例	五五
千葉県公立学校情報機器整備基金条例（条例第一号）（教育庁）	
一 制定の概要	
1 設置（第一条関係）	
県又は市町村が行う公立学校における情報機器の整備に関する事業の資金に充てるため、千葉県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。	
2 積立て（第二条関係）	
基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とすることとした。	
3 その他（第三条から第六条まで関係）	
基金の管理、運用益金の処理、処分及び繰替運用に関して、所要の規定を設けることとした。	
4 失効（附則第二項関係）	
この条例は、令和十一年三月三十一日限りで効力を失うこととした。	
二 施行期日	
公布の日から施行することとした。	
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第二号）（人事課）	
一 改正の概要	
1 教育長の期末手当の支給月数、退職手当の支給方法等について、知事等と同様の取扱いとすることとした。（第三条第二項、第四項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第六条第二項並びに別表第二関係）	
2 その他所要の規定の整備を行うこととした。	
二 施行期日等	
1 令和六年四月一日から施行することとした。	

条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例第二十條の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十七号

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例(平成二十九年千葉県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第三項中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

第五条中「政令附則第四條第一項の規定により読み替えられた政令第九條第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

第六条各号中「政令附則第四條第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第七条中「政令附則第四條第一項の規定により読み替えられた政令第九條第六項第一号」を「同項第一号」に改める。

第九条各号中「政令附則第四條第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十条中「政令附則第四條第一項の規定により読み替えられた政令第十條第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十八号

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十九号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年千葉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 大麻及び向精神薬取締法第二条第二項に規定する政令で定めるもの

第二条第七号中「これら」を「前各号(第三号を除く。に掲げるもの」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十号

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十三年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第二条第一項第四号中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に改める。

第十二条中第九号を第十四号とし、第六号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、第五

号に次のように加える。

ハ 毛髪等が循環る過器に流入しないようにするための設備は、毎日清掃及び消毒をすること。

第十二条中第五号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 水位計配管は、一週間に一回以上適切な方法により生物膜を除去すること。

九 調節箱(洗いの湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。)を設置する場合は、生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

十 貯湯槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯湯槽の温度を摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の水及び湯の消毒を行うこと。

ロ 貯湯槽内部の生物膜の状況を点検し、一年に一回以上清掃及び消毒をし、生物膜を除去すること。

第十二条第四号の次に次の二号を加える。

五 シャワーは、次に掲げる措置を講ずること。

イ シャワーは、一週間に一回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、一年に一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄し、消毒すること。

六 気泡等発生装置(気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。)は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

第十五条中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第十六条第七号を次のように改める。

七 浴室の浴槽に気泡等発生装置を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。

イ 気泡等発生装置の点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 気泡等発生装置の吸気口は、土まがこりが入らない構造とすること。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行条例(平成五年千葉県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 浴槽に気泡等発生装置(気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。

イ 気泡等発生装置の点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 気泡等発生装置の吸気口は、土まがこりが入らない構造とすること。

第四条第十五号ハ中「第二十六号イ」を「第二十八号イ」に改め、同条第十七号ハ中「こう配」を「勾配」に改め、同条第三十二号を第三十七号とし、第二十七号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ、第二十六号に次のように加える。

ハ 毛髪等が循環る過器に流入しないようにするための設備は、毎日清掃及び消毒をすること。

第四条中第二十六号を第二十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十九 水位計配管は、一週間に一回以上適切な方法により生物膜を除去すること。

三十 調節箱(洗いの湯栓及びシャワーに供給する湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。)を設置する場合は、生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

三十一 貯湯槽を設置する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯湯槽の温度を摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の水及び湯の消毒を行うこと。

ロ 貯湯槽内部の生物膜の状況を点検し、一年に一回以上清掃及び消毒をし、生物膜を除去すること。

第四条第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六 シャワーは、次に掲げる措置を講ずること。

イ シャワーは、一週間に一回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、一年に一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄し、消毒すること。

二十七 気泡等発生装置は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

第五条第二項中「及びロ」を「ロ及びホ」に改める。

第六条第七号中「第三十一号」を「第三十六号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第一条中旅館業法施行条例第一条及び第十五条の改正規定は公布の日から、第一条中同条例第二条第一項第四号の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設における第一条の規定による改正後の旅館業法施行条例第十六条第七号(同条例第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、施行日以後最初に当該許可又は申請に係る旅館業

の施設の構造設備のうち同条例第十二条第六号に規定する気泡等発生装置に係る部分に変更を生じるまでの間は、同条例第十六条第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けて経営をしている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場における第二条の規定による改正後の公衆浴場法施行条例第四条第十四号（同条例第五条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、施行日以後最初に当該許可又は申請に係る公衆浴場の構造設備のうち同条例第四条第十四号に規定する気泡等発生装置に係る部分に変更を生じるまでの間は、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十一号

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一千葉県立文化会館の項第一小練習室利用料の目中「第一小練習室利用料」を「小練習室利用料」に、「四千七百四十円」を「八千四百八十円」に、「五千四百円」を「九千六百七十円」に、「一万五千六百四十円」を「二万八千八十円」に、「九千五百五十円」を「一万七千七百円」に、「一万八千六十円」を「二万九千四百五十円」に、「三万三千三百十円」を「五万六千六百十円」に改め、同項第二小練習室利用料 第三小練習室利用料の目、第一会議室利用料 第二会議室利用料の目及び第三会議室利用料の目を削り、同項特別会議室利用料の目中「特別会議室利用料」を「会議室利用料」に、「一万四千八百三十円」を「八千七十円」に、「一万六千九百六十円」を「九千二百五十円」に、「一万七千三百十円」を「九千四百三十円」に、「四万八千九百九十円」を「二万六千八百三十円」に改め、同項第一楽屋（個室）利用料 第二楽屋（個室）利用料 第三楽屋（個室）利用料 第五楽屋利用料の目中「第三楽屋（個室）利用料」を「第四楽屋利用料」に改め、同項第四楽屋利用料 第七楽屋利用料の目を削り、同項第六楽屋利用料の目中「第六楽屋利用料」を「第五楽屋利用料」に改める。

附 則

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十二号

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例

印旛沼土地改良施設管理条例（昭和四十四年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表埴原排水機場の項を次のように改める。

埴原排水機場

第四条中「白山甚兵衛排水機場」の下に、「埴原排水機場」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十三号

千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例

（千葉県漁港管理条例の一部改正）

第一条 千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十八条の二第二項中「ついで」を「ついで、」に、「占用又は」を「占用若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三條第四項に規定する認定計画実施者

（法第四十四條第一項に規定する認定計画において法第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十條第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

（千葉県臨港地区構築物規制条例の一部改正）